コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

2026年11月10日
株式会社 Beyont
代表取締役社長兼 CEO　田原 眞一
問合せ先：コーポレート部 03-4405-3379

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報
1．基本的な考え方

当社は、企業価値を向上させ、株主利益を最大化するとともに、ステークホルダーと良好な関係を築いていくために、コーポレート・ガバナンスの確立が不可欠なものと認識しております。具体的には、代表取締役社長兼CEO以下、当社の経営を負託された取締役等が自らを律し、その職責に基づいて適切な経営判断を行い、当社の営む事業を通じて利益を追求すること、財務の健全性を確保してその信頼性を向上させること、説明責任を果たすべく積極的に情報開示を行うこと、実効性ある内部統制システムを構築すること等が重要であると考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。
なお、コーポレートガバナンス・コード（2021年6月版）に基づき記載しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
ＴＳ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社	1,750,000	54.01
田原　眞一	631,700	19.49
小縣　信也	450,000	13.88
ＴＳＶ１号投資事業有限責任組合	240,000	7.40
伊澤　智也	150,000	4.63
福島　昌吾	17,800	0.54
斉藤　翔汰	500	0.01

支配株主（親会社を除く）名	ＴＳ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社 田原　眞一

親会社名	なし
親会社の上場取引所	―

補足説明

ＴＳ　Ａｓｓｅｔ　Ｍａｎａｇｅｍｅｎｔ株式会社は、代表取締役社長兼CEO田原眞一の資産管理を目的とする会社です。

3．企業属性

上場予定市場区分	東証グロース市場
決算期	11月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

4．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社は、支配株主との取引を原則行わない方針ですが、取引が発生する場合は、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分審議したうえで意思決定を行う方針です。

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名以内
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	代表取締役社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
銭谷　美幸	他の会社の出身者											
田中　優子 （戸籍名：小林　優子）	他の会社の出身者											

※1　会社との関係についての選択項目

a.上場会社又はその子会社の業務執行者
b.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c.上場会社の兄弟会社の業務執行者
d.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h.上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
銭谷　美幸	○	―	投資顧問会社、地方銀行の副頭取などの経験に加え、第一生命ホールディングス株式会社における ESG 投資を統括する立場での活躍から、金融、投資家目線での幅広い豊富な経験と知見を有しており、

			客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づく適切な助言を行っていただけることが期待できることから選任いたしました。また、同人と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同人は独立性を有するものと考え、当社独立役員として指定しております。
田中　優子 （戸籍名：小林　優子）	○	―	コンサルティング会社における助言業務の経験を有するとともに、現在は他社の取締役及び監査等委員である取締役を務めており、経営に関する豊富な経験と知識を有していることから、客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づく適切な助言を行っていただけることが期待できることから選任いたしました。また、同人と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同人は独立性を有するものと考え、当社独立役員として指定しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名以内
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

当社の監査体制は、監査役監査、内部監査及び会計監査人による会計監査の 3 つを基本としており、それぞれの監査の実効性を高め、かつ全体の質の向上を図ることを目的として相互に連携しております。具体的には、内部監査担当から内部監査の実施状況等に関して報告を受けるとともに、会計監査人と会計監査の実施状況等について意見交換を行うことで、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。さらに、監査役会、会計監査人及び内部監査担当による四半期に 1 回の定期的な会合の開催により、監査の実効性及び効率性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
藤野　光子（戸籍名：平井　光子）	公認会計士／税理士													
浅見　靖則	他の会社の出身者													
村上　斐子	弁護士													

※1　会社との関係についての選択項目
a.上場会社又はその子会社の業務執行者
b.上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c.上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d.上場会社の親会社の監査役
e.上場会社の兄弟会社の業務執行者
f.上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g.上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h.上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i.上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j.上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k.社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l.上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m.その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤野　光子（戸籍名：平井　光子）	○	―	公認会計士・税理士として会計分野における専門知識と長年にわたる豊富な経験を有しており、客観的かつ中立な立場で、その知識経験に基づく適切な助言と監査を行っていただけることが期待できることから選任いたしました。また、同人と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同人

			は独立性を有するものと考え、当社独立役員として指定しております。
浅見　靖則	○	―	長年の管理部門における幅広い業務経験から、総務、人事、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、また上場会社を含む複数の企業での取締役等の経営経験及び監査役の経験により、当社の経営の監督とチェック機能の発揮を期待できることから選任いたしました。また、同人と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同人は独立性を有するものと考え、当社独立役員として指定しております。
村上　斐子	○	―	弁護士として法律事務所における実務経験を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有しており、当社における適切な内部統制構築における助言・提言を期待して監査役に選任いたしました。また、同人と当社間において、独立役員指定に係る東京証券取引所規則所定の項目の様な特別な関係・属性は認められないため、一般株主と利益相反が生じるおそれのないものと判断し、同人は独立性を有するものと考え、当社独立役員として指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員のすべてを独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社及び子会社の役職員等に対して、当社の業績向上企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的にストックオプションを付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役,従業員,子会社の取締役,子会社の従業員,その他

該当項目に関する補足説明

当社及び子会社の役職員等に対して、当社の業績向上企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的にストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬額の総額が１億円以上の者が存在しないため、個別情報の開示は行っておりません。取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額にて開示しております。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、世間水準、経営内容及び従業員給与とのバランス等を考慮した上で、取締役会により決定しております。監査役の報酬額は、株主総会で決定された報酬総額の範囲内で、常勤・非常勤による関与度等を踏まえつつ、監査役の協議により決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役へのサポートを、コーポレート部で行っております。例えば、取締役会の運営については、資料をコーポレート部より 3 日前まで事前配布し、社外取締役及び社外監査役が十分な検討をする時間を確保するとともに、必要に応じて事前説明を行っております。なお、監査役会については、常勤監査役より非常勤の社外監査役に対して、監査役会資料の配布や適宜の情報共有を行っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

ａ．取締役会
当社の取締役会は、取締役 5 名（うち社外取締役 2 名）で構成されており、原則として毎月 1 回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて随時開催しており、事業計画の進捗状況と業務上の重要事項について担当役員より各部門からの報告を受けるほか、会社法規程事項と経営上の重要事項については審議の上、的確な意思決定に努めております。取締役の任期については、経営環境の変化に適時に対応するとともに、取締役の経営責任を明確化するため、定款で取締役の任期を 1 年と規定しております。

ｂ．監査役会
当社の監査役会は、常勤監査役 1 名及び非常勤監査役 2 名で構成されており、原則として毎月 1 回開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、各監査役の監査実施状況の報告や監査役間の協議等を実施しております。また監査役は、取締役の職務の執行を監査するため、取締役会及びその他重要な会議へ出席しております。

ｃ．会計監査人
当社は、有限責任大有監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

ｄ．内部監査

当社は、代表取締役社長兼 CEO が指名する内部監査担当２名（責任者１名、担当者１名）により、全部門及び子会社を対象とした業務監査を実施しております。なお、内部監査担当者 2 名は全員が他部門との兼務者であることから自己の所属する部門を監査することを避けるクロス監査体制をとり、監査の独立性確保に努めております。

ｅ．リスクマネジメント・コンプライアンス委員会
当社は、コンプライアンス体制の充実及びリスクマネジメントを実践するため、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会を設置しております。リスクマネジメント・コンプライアンス委員会は原則四半期に 1 回開催されており、諸法令等に対する役職員の意識向上及び様々なリスクに対する対応策等について協議し、リスクマネジメントの推進及びコンプライアンスの徹底を図っております。
リスクマネジメント・コンプライアンス委員会の構成員は以下のとおりです。
・委員長：代表取締役社長兼 CEO
・委員：常勤役員、コーポレート部長
・事務局：コーポレート部

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は会社法に基づく機関として、株主総会、取締役会、監査役会及び会計監査人を設置するとともに、代表取締役社長兼 CEO が任命する内部監査担当者による内部監査を実施することで、経営に対する監督の強化を図っております。
これら各機関の相互連携によって、経営の健全性・効率性を確保することが可能になると判断し、当該体制を採用しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況
１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主の皆様が議決権行使に必要な議案の検討時間を十分に確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は 11 月決算であり株主総会は 2 月開催であるため、集中日を回避した日程となっていると考えております。また株主総会開催日については、より多くの株主が出席でき、株主の方々が十分に検討し確実に議決権を行使できるような日程を設定してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後の海外投資家の比率等の推移を考慮しながら、検討すべき事項と考えております。
その他	―

２．IR に関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	現在のところ作成・公表しておりませんが、株主・投資家の皆様に対する透明性・公平性・継続性を基本にした情報提供に努めており、今後当社の IR サイトへの掲載を予定しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家のニーズに鑑みて今後検討してまいります。	あり
アナリスト・機関	定期的にアナリスト及び機関投資家向けの説明会を開催す	あり

投資家向けに定期的説明会を実施	る予定です。なお、具体的な開催形式・開催方法等は今後検討してまいります。	
海外投資家向けに定期的説明会を開催	上場後の株主構成に占める海外投資家の比率を鑑み、海外投資家向けの説明会の開催を検討してまいります。	あり
IR 資料をホームページ掲載	当社ホームページ上に IR サイトを設け、決算短信、有価証券報告書、決算説明会資料、適時開示情報等の掲載を予定しております。	
IR に関する部署(担当者)の設置	コーポレート部長を責任者とし、コーポレート部が IR に関する業務を担当しております。	
その他	―	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、顧客、株主や社会からの信頼を高め経営の健全性を確保するために、リスクマネジメント・コンプライアンス規程を定めております。様々なステークホルダーの立場を尊重し、事業者としての社会的責任と公共的使命を認識し健全な事業活動を行っていく方針としております。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーからの確かな信頼をいただけるよう、コーポレート・ガバナンスの一環として適時開示体制を確実に運用し、社内体制やプロセスの整備・充実を図り、金融商品取引法その他関係諸法令及び証券取引所が定める適時開示規則等の諸規則に基づいた、適時適切な情報開示に努めていきます。また、情報開示を行ううえで不備が発生した場合には、随時、体制等の見直しを実行していきます。
その他	―

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法に基づく業務の適正性を確保するための体制として、以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を定め、当該基本方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行っております。

1.取締役及び従業員（以下「役職員」という。）の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

（1）当社では、役職員が、コンプライアンス意識をもって、法令、定款、社内規程等に則った職務執行を行うこととしております。

（2）市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、弁護士や警察等とも連携して、毅然とした姿勢で組織的に対応することとしております。

（3）取締役会は、法令諸規則に基づく適法性及び経営判断に基づく妥当性を満たすよう、業務執行の決定と取締役の職務の監督を行うこととしております。

（4）監査役は、法令が定める権限を行使し、取締役の職務の執行を監査することとしております。

（5）内部監査担当者は、当社の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行うこととしております。また、監査を受けた部署は、是正・改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じることとしております。

（6）役職員の法令違反については、就業規則等に基づき、処罰の対象とすることとしております。

（7）役職員の職務権限を定めて責任と権限を明確化し、各部門における執行の体制を確立することとしております。

（8）コンプライアンスに関する諸規程、必要となる各種の決裁制度、社内規程及びマニュアル等を備え、これを周知し、運営することとしております。

2.取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理のための体制

（1）文書管理規程を定め、重要な会議体の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要文書（電磁的記録を含む）は、当該規程等の定めるところに従い、適切に保存、管理するとともに、取締役及び監査役が閲覧・謄写可能な状態としております。

（2）情報セキュリティ管理規程を定め、情報資産の保護・管理を行うこととしております。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
（1）取締役は、当社の事業に伴う様々なリスクを把握し、統合的にリスク管理を行うことの重要性を認識した上で、諸リスクの把握、評価及び管理に努めることとしております。
（2）リスクマネジメント・コンプライアンス規程及び緊急事態対応マニュアルを定め、災害、事故、システム障害等の不測の事態に備えています。

4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
（1）取締役会は、定款及び取締役会規程に基づき運営し、月次で定時開催し、又は必要に応じて随時開催することとしております。
（2）取締役は、緊密に意見交換を行い、情報共有を図ることにより、効率的、機動的かつ迅速に業務を執行することとしております。
（3）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、組織規程、業務分掌規程及び稟議規程を制定することとしております。

5.企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）子会社の管理部門を当社のコーポレート部とし、一定の職務執行については、関係会社管理規程に基づき当社の承認又は当社への報告を要することとして、当社グループの業務の適正を確保しております。当社の監査役は、取締役等との意見交換、内部監査担当者との連携等を通じて、子会社の業務を監査しております。また、当社の内部監査担当者は、子会社の業務全般に関する内部監査を実施し、適宜改善指導等を行っています。
（2）子会社は業績等について定期的に当社に報告を行うほか、子会社の取締役は必要に応じて当社の重要な会議に出席します。
（3）当社は、リスクマネジメント・コンプライアンス委員会に、当社及び子会社からなる企業集団におけるリスクを総括的に管理する機能を担わせています。
（4）子会社は、コーポレート部等の指導の下、当社と同等の組織規程、業務分掌規程、職務権限規程等を定め職務執行が効率的に行われる体制を整備しております。
（5）当社グループに共通のコンプライアンス方針を定め、社内外に掲示するとともに、当社グループの役職員も外部専門家を通報窓口とする当社の内部通報制度に通報できることとし、当社グループ全体の法令遵守体制を構築しております。

6.役職員が監査役に報告するための体制及び当該報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（1）役職員は、法定の事項に加え、当社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、重要な会議体で決議された事項、内部監査の状況等について、速やかに監査役に報告することとしております。
（2）役職員は、監査役の求めに応じ、速やかに業務執行の状況等を報告することとしております。また、監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由とする不利益な取扱いを禁じるものとしております。
（3）当社は社内外に窓口を置く内部通報制度を設け、当社における法令違反等を早期に発見する体制を整備するとともに、通報者に対して通報したことによる不利益な取扱いを禁じるものとします。

7.監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
（1）現在、当社では、監査役の職務を補助すべき従業員はいませんが、監査役又は監査役会から要請があった場合は、監査室を置き、必要な人員を配置することとしております。
（2）監査役の職務を補助すべき従業員を置く場合には、当該従業員は、取締役の指示命令を受けないものとしております。

8.前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査室の従業員の人事異動、人事考課等については、監査役会の事前の同意を得るものとしております。

9.その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
（1）監査役は、定期的に代表取締役と意見交換を行っています。
（2）監査役は、定期的に監査法人と意見交換を行うこととしております。
（3）監査役は、必要に応じて独自に弁護士及び公認会計士その他の専門家の意見・アドバイスを得

ることができることとしております。
（4）監査役は、定期的に内部監査担当者と意見交換を行い、連携の強化を図ることとしております。

10.監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、監査役の請求等により速やかに処理を行う体制としております。

11.財務報告の信頼性を確保するための体制
当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行います。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

a.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、コンプライアンス遵守を実践するために、「反社会的勢力対応規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を定めており、その中で、当社は反社会的勢力に対し、毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との関わりを一切持たないようにすることと定めております。

b.反社会的勢力排除に向けた整備状況
（a）対応管轄部署
当社は、反社会的勢力への対応等の担当部門をコーポレート部と定め、役職員に対して反社会的勢力との取引を行わないように周知徹底を図っております。当社及び当社役職員は、現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。

（b）反社会的勢力排除の対応方法
当社は、「反社会的勢力対応マニュアル」において、反社会的勢力からの不当要求等に対する対応方法等を定めております。
また、「反社会的勢力調査マニュアル」を定めており、取引先等が反社会的勢力に該当しないかを調査することで、意図せずして反社会的勢力と関わりを持ってしまうことの予防を図っております。

Ⅴ．その他

１．買収への対応方針の導入の有無

買収への対応方針の導入の有無	なし

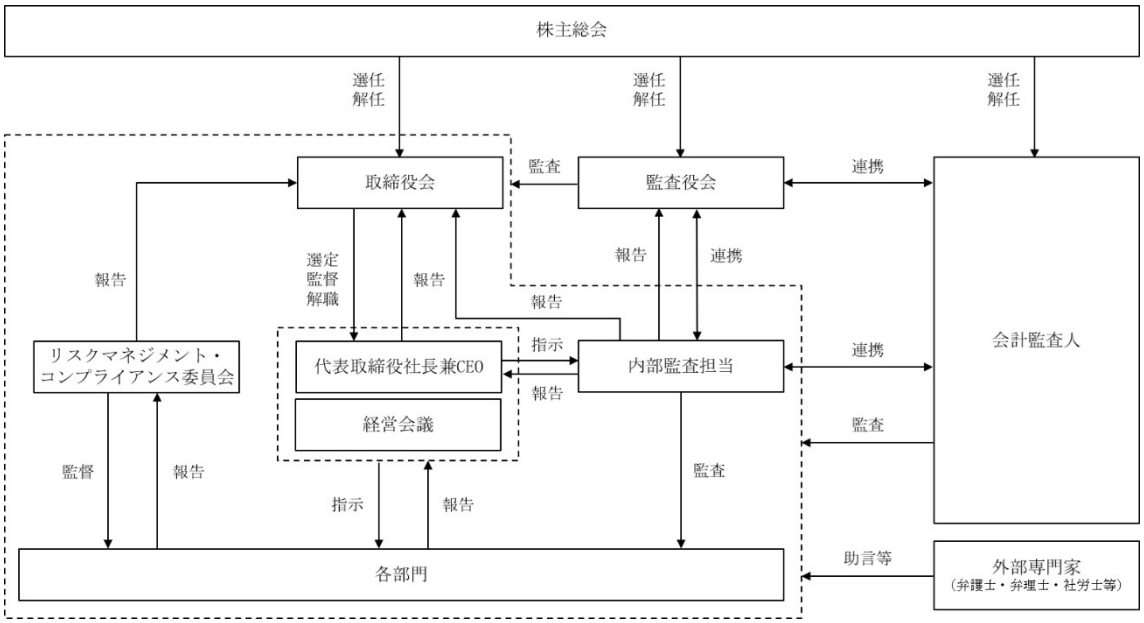
該当項目に関する補足説明

―

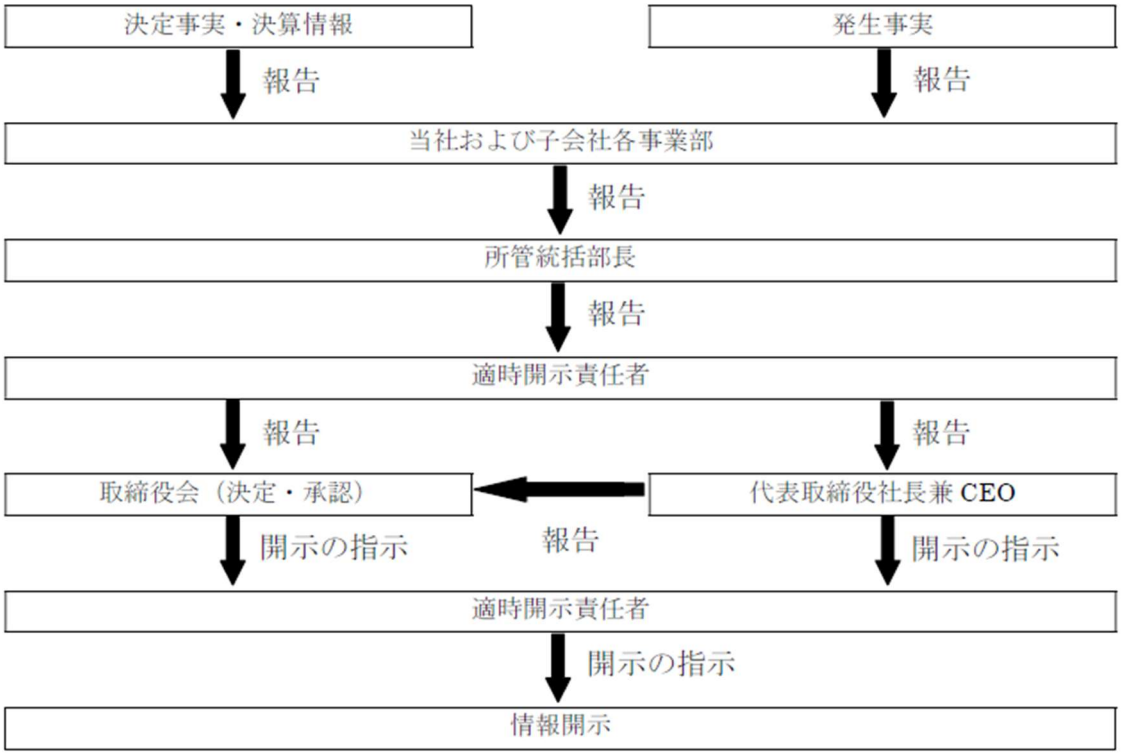
２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付します。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要（模式図）】



以上